平成２６年（フ）第１７５号
沖縄県島尻郡南風原町字兼城376番地　翁長アパートＢ―105
債務者　仲宗根静子
1　決定年月日時　平成26年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月11日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２６年（フ）第４３号
新潟県上越市国府１丁目23番１号　リバティー202号
債務者　高橋あかり
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第４６号
新潟県十日町市松之山大荒戸748番地４
債務者　高橋ヤエ子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第５３号
新潟県妙高市白山町３丁目16番６号、住民票上の住所新潟県妙高市白山町２丁目10番20号豊田アパート
債務者　阿部　尚俊
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
新潟地方裁判所高田支部

平成２６年（フ）第１５９号
愛知県稲沢市駅前２丁目５番６―203号
債務者　竹内　博司
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０８号
香川県高松市御厩町1319番地２
債務者　泉川めぐみ（旧姓谷原）
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１３５号
香川県小豆郡土庄町甲5877番地２
債務者　三枝　幹代
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２６年（フ）第１４１号
長崎県長崎市上戸町237番地７、旧住所長崎県長崎市平山町733番地４
債務者　大和田大文
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４２号
長崎県長崎市上戸町237番地７、旧住所長崎県長崎市平山町733番地４
債務者　大和田輝子
1　決定年月日時　平成26年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１４７号
長崎県長崎市昭和３丁目511番地１　昭和グリーンハイツ103号
債務者　濵口　未来
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第１５３号
長崎県長崎市竿浦町46番地２　サウスレディ103、旧住所長崎県長崎市鶴見台１丁目23番15号　シティーハイム鶴見台Ⅱ201号
債務者　川浪詩歩美
1　決定年月日時　平成26年７月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２２号
鹿児島県指宿市十町2561番地７
債務者　中間　洋子
1　決定年月日時　平成26年７月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第２３号
鹿児島県南さつま市金峰町大坂3964番地　市営大坂団地55号
債務者　原口　一静
1　決定年月日時　平成26年７月14日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２６年（フ）第１４０号
北海道旭川市５条通７丁目1249番地　ルーベデンス５条503号室
債務者　田辺由紀子
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月29日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８１号
北海道旭川市永山１条５丁目３番23号　ノースビレッジ101号
債務者　飯塚　由紀
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年10月15日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８４号
北海道旭川市豊岡15条６丁目７番４号　ピラトスＢ103
債務者　元居　慶明
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第２００号
北海道旭川市忠和６条２丁目４番９号
債務者　片岡　清司
1　決定年月日時　平成26年７月16日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成26年９月17日午後１時10分
旭川地方裁判所民事部